

令5福個答申第4号
令和5年8月31日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(南区総務部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、令和4年10月7日付け南区総第193号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第170号

「道路反射鏡設置承諾書又は同趣旨の書類に記載された個人情報」の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「福岡市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地内において昭和〇年頃に道路反射鏡設置工事に関して作成された書面の全てとして、道路反射鏡設置承諾書または同趣旨の書類及び道路反射鏡設置工事の実施に関わる書面（以下「本件個人情報」という。）」について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和4年6月28日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「請求者の所有する福岡市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地内に、福岡市南区が設置したカーブミラー設置の際（昭和〇年頃）に作成された書面の全て。

南区地域整備部維持管理課が、令和〇年〇月〇日に作成し、請求者に交付した「所有地内のカーブミラーについて」によれば、一般的には「道路反射鏡設置承諾書」という所有者の設置に関する同意書が作成されているようであるが、〇〇〇〇〇〇（本件土地の所有名義人）の署名がある承諾書または同趣旨の書類の開示を強く求める。存在しない場合は、その理由（いつ頃廃棄した等）を書面で回答いただきたい。

その他、カーブミラー設置工事の実施に関わる書面も開示を求める。」（表現を一部補正）

(2) 審査請求の経過

- ① 令和4年6月17日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。
- ② 令和4年6月28日、実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和4年9月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和5年5月31日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 実施機関が作成した書面である「カーブミラーの撤去、移設について」中の「カーブミラー設置の流れ」によれば、「維持管理課は、承諾書を永年保存文書に綴る。」としており、承諾書は保管されているはずの文書である。

なお、この「カーブミラー設置の流れ」は「(令和3年度以降)」と記載されているが、見本の承諾書は、令和2年に作成されたものであり、令和3年より前に作成されていても保管されていることからすれば、「カーブミラー設置の流れ」が令和3年度以降を対象に作成されたものであることをもって、本件承諾書が保管されていない理由とすることはできない。

② そもそも、私有地内での道路反射鏡の無償設置は、土地所有者の利用権を正当な補償無しに侵害することになるから、承諾書は、無償設置の適法性を証明する唯一の手段である。土地所有者の承諾書は、土地が私有地であり、その上に公有物が無償設置されている期間中は、行政に保管義務があり、自らの無償設置の適法性を立証するために、必ず保管されているはずの文書である。

③ 区役所に道路反射鏡設置時の記録の提示を求めたところ、記録はあると説明し、提示を求めたら記録はありませんでしたと言い、区役所のやり方に不満がある。何も書類が残っていないのはおかしく、議事録等の紙に残すのは当たり前である。

④ なお、実施機関は、「道路反射鏡については、『道路維持管理システム』において台帳管理を行っている」と主張しているので、本件道路反射鏡の設置に関する台帳の内容を開示すべきである。また、昭和〇年当時の私有地における設置事案で、口頭による承諾が行われていたことを示す書類も提出すべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和5年6月28日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 南区における道路反射鏡の設置場所については、基本的に道路内に設置するものであるが、道路内に適した場所がなく、私有地の土地所有者から無償で設置することについて協力を得られる場合には、私有地内に設置している事例がある。

その際の承諾書など土地所有者の協力を確認する書面については、本件道路反射鏡を設置した昭和〇年当時は明文化された基準などがなく、口頭による承諾に基づき設置が行われていたところである。

なお、令和3年度に、南区における取扱いを明文化したものが、実施機関が作成した書面である「カーブミラーの撤去、移設について」中の「カーブミラー設置の流れ(令和3年度以降)」である。

② 本件道路反射鏡は、上記のような経緯で口頭による承諾に基づき設置されたものと考えられ、改めて執務室内や書庫など可能性のある箇所をすべて確認したが、

本件道路反射鏡に関する設置承諾書または同趣旨の書類の存在を確認することができなかった。

民有地内への道路反射鏡の設置は南区役所の工事担当課が地元の方々からの要望に基づき実施しているものであり、以前は地域との信頼関係のもとに口頭での承諾で協力いただいていたのではないかと考えている。

なお、南区役所の工事担当課において民有地に道路反射鏡を設置した事例のうち、平成18年度以降に設置したものは承諾書が全件保存されており、同年度より前に設置したものは全件保存されていない。

- ③ 道路反射鏡設置工事の実施に関わる書面は、一般に、工事設計書、予算執行伺、建設工事請負契約書、着手届、完了届、受渡書、工事完成検査報告書があるが、いずれも平成〇年〇月に保存期間（5年間）が満了し、既に廃棄済みである。
- ④ なお、道路維持管理システムにおける本件道路反射鏡の設置に関する台帳の内容は、実施機関が作成した書面である「カーブミラーの撤去、移設について」や「所有地内のカーブミラーについて」において、既に審査請求人に開示している。また、昭和〇年当時の民有地における設置事案で、口頭による承諾が行われていたことを示す書類は保有していないが、社会通念上、住民が居住している邸宅の敷地に南区役所の工事担当課が無断で道路反射鏡を設置したとは考えにくいいため、設置当時、敷地の所有者には口頭による承諾を得ていたと考える。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、福岡市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地内において昭和〇年頃に道路反射鏡設置工事に関して作成された書面の全てとして、道路反射鏡設置承諾書または同趣旨の書類及び道路反射鏡設置工事の実施に関わる書面である。

これに対し、現在道路反射鏡を維持管理する実施機関は、本件個人情報を保有していないとして本件処分を行っていることから、当審議会では、これらの存否について検討する。

なお、審査請求人及び実施機関の主張において、道路反射鏡との表現とカーブミラーとの表現が混在するが、同一のものを指すと認められることから、当審議会では、引用箇所を除き、道路反射鏡と表現する。

(2) 本件個人情報の存否について

① 実施機関が説明するように、民有地内への道路反射鏡の設置が例外的な措置であるならば、一般的には、承諾書など土地所有者の協力を書面で確認できるようにすることが考えられるところである。

② 一方で、実施機関によれば、民有地内への道路反射鏡の設置が、地域からの要望に基づくものであることから、本件道路反射鏡を設置した昭和〇年当時は、

承諾書など土地所有者の協力を確認する書面についての明文化された基準などはなかったものの、地域との信頼関係のもとに、口頭による承諾に基づき設置が行われていたのではないかと考えているとのことである。

その上で、平成18年度以降に南区役所の工事担当課において民有地内へ設置した道路反射鏡については、承諾書が保存されているとのことである。

また、道路反射鏡設置工事の実施に関わる書面については、いずれも平成〇年〇月に5年間の保存期間が満了し、既に廃棄済みであるところ、その後は道路維持管理システムにおいて台帳管理を行っているとのことである。

- ③ そこで当審議会において、審査請求人及び実施機関から提出された全ての書面を確認するとともに、そのうちの実施機関が作成した書面である「カーブミラーの撤去、移設について」中にある道路維持管理システムで管理される台帳の内容を確認したところ、道路反射鏡の設置に関する公有地・民有地の別、設置場所、設置日等が記録されていることが認められた。

また、南区内の別の民有地に道路反射鏡を設置することについての令和〇年〇月〇日付けの承諾書が保管されていることからすると、近年は承諾書を取得する取扱いであることが推認できる。

これらの事情から検討するに、本件道路反射鏡を設置した昭和〇年当時は、地域との信頼関係のもとに、口頭による承諾に基づき設置が行われていたとする実施機関の説明は首肯できることに加え、実施機関のその他の説明が、不自然、不合理であるとまでは言えず、これを覆すような特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められないと言わざるを得ない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の対応などについて種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年10月7日	審査庁から諮問
令和4年11月29日	実施機関から弁明意見書を受理
令和5年1月30日	審査請求人から反論意見書を受理
令和5年4月26日（第243回審査請求部会）	審議

令和5年5月31日（第244回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和5年6月28日（第245回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和5年7月26日（第246回審査請求部会）	審議
令和5年8月30日（第247回審査請求部会）	審議